

2日間限定!!

日曜日に 時間外窓口を 開設します。



休日窓口を開設!!
3月30日、4月6日
午前9時～午後1時

3月から4月にかけては、就職や転勤、進学や卒業などにより引越しが多くなるシーズン。それに伴い、役場で転入や転出などの手続きをする機会も多くなってきます。

鞍手町では、そのような時期に休日でも必要な手続きができるように、年度末と年度始めの日曜日に次のとおり時間外窓口を開設します。

とき 3月30日(日)
4月 6日(日)
開設時間は、午前9時から午後1時まで

■休日時間外窓口の開設部署と取り扱い業務・・・転居に伴って必要となる手続き

開設する部署		主な取り扱い業務
税務住民課	税務班	各種証明の発行、納付書の発行、納税相談
	住民班	転出・転入・転居の手続き 各種証明の発行（住民票、印鑑登録証明書、戸籍など） ※電子証明書や住民票の広域交付など、一部に取り扱えないものがあります
保険健康課	保険年金班	国民健康保険（加入・脱退の手続き） 乳幼児医療・重度障害者医療・ひとり親家庭等医療（加入・脱退の手続き） 国民年金（加入・転入の手続き）
福祉人権課	福祉高齢者班	生活保護・障害者手帳・精神通院医療の手続き（転居に伴う場合のみ）
	児童人権班	保育所の入所説明案内（転居に伴う場合のみ。当日に入所の決定はできません） 児童手当・児童扶養手当・特別児童手当の手続き
上下水道課	上水道班	水道の給水中止・開始手続き
会計課	会計班	税金や料金などの納付（介護保険料と県税を除く） ※鞍手町が発行している納付書による納付に限ります

※上記の業務でも、他の市区町村などに確認が必要となる場合など、取り扱いができないことがあります。

■毎週木曜日は午後7時まで開設。

日々の取り扱い件数や問い合わせが多い業務に限って、毎週木曜日に午後7時まで時間外窓口を開設しています。ぜひご利用ください。

■ 問い合わせ ■
鞍手町役場
☎ 4 2 局 2 1 1 1 番